



毎月1回1日発行
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)
 電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者：西村浩一
 編集委員会：小林義幸 牧之内洋一 渡辺亮佑 沼崎光祥
 野田徹 白石栄一 印刷所：(株)白 橋



令和7年8月豪雨により湊川の河岸流出被害 写真提供：鹿児島県霧島市

目 次

水防月間のお知らせ…………… 2
 5月29日から、新たな防災気象情報の運用を開始します…………… 5
 「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案」及び
 「気象業務法施行令の一部を改正する政令案」を閣議決定…………… 6
 「防災拠点自動車駐車場」を指定します…………… 8
 熊本地震から10年……………10
 道路法に基づく道路啓開計画の策定について……………11
 「災害査定の留意点」第42回 ～道路の融雪による公共土木施設災害復旧事業～
 ……………水管理・国土保全局防災課…12
 防災課だより 新任査定官プロフィール……………15
 被害報告……………令和8年3月31日現在 (令和7年)…17
 ……………令和8年4月30日現在 (令和8年)…18

水防月間について

—洪水から守ろうみんなの地域—

5月1日～5月31日（北海道6月1日～6月30日）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

国土交通省では、関係機関とともに、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する理解を深め、広く協力を求めることにより水害の未然防止又は軽減に資することを目的として、5月1日から5月31日（北海道は6月1日から6月30日）を「水防月間」と定め、各種行事や訓練等を実施します。

我が国は、地形、気象などの自然的条件に加え、河川の氾濫域に市街地が形成されているという社会的要因により、洪水等による災害が起りやすい環境にあり、毎年のように、豪雨や台風などによる被害が発生しています。

昨年も、8月6日からの大雨をはじめ、全国各地で甚大な災害が発生しました。

近年、気候変動の影響により水害が激甚化・頻発化しており、被害の軽減を実現するためには、水防団、消防団による水防活動に加え、河川管理者との連携やハザードマップを活用した避難確保の取組、事業者や自主防災組織等による水防への参加などの「地域の防災力」が重要となります。

水防月間のテーマは「洪水から守ろうみんなの地域」であり、水防管理団体等は、水防月間実施要綱に基づいて、インターネット、SNS、広報誌、ポス

ター、パンフレット等を活用して広報活動を積極的に展開するほか、河川管理者をはじめ関係機関と連携・協力して出水を想定した水防訓練やハザードマップ等を活用した避難訓練、水防資器材点検・整備等を実施することとしております。また、河川管理者は、河川の巡視や、河川管理施設及び許可工作物の安全性の点検等を実施するとともに、水門等の状況や操作の考え方について水防関係者等に十分説明することとしています。さらに、河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、新たに水防法に規定された氾濫等の通報制度の運用等について、施行に向け準備することとなります。

国土交通省では、一人ひとりが減災に取り組む社会的な機運を高めるため、流域のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体となった水防災対策に取り組む「流域治水」を推進しております。水防活動の支援を行う流域の企業・団体等の水防協力団体への指定促進の取組についても、この「水防月間」に重点的に行うこととしています。

水防は、皆様の協力を得ることによって、その効果を最大限に発揮できるものであり、皆様方の積極的なご参加とともに、「水防月間」へのご理解とご協力をお願いいたします。



水防（消防）団への入団については、居住する市町村等へお問い合わせください。



水防シンボルマーク

令和8年度総合水防演習 開催日程

	演習名	開催予定地	開催日
北海道開発局	令和8年度 石狩川水系幾春別川総合水防演習	石狩川水系幾春別川 (北海道岩見沢市北村幌達布地先)	6月6日(土)
東北地方整備局	令和8年度 最上川下流・赤川総合水防演習	最上川水系最上川 (山形県酒田市下瀬地先)	5月31日(日)
関東地方整備局	第74回 利根川水系連合・ 総合水防演習	利根川水系利根川 (群馬県邑楽郡千代田町赤岩地先(利根川左岸河川敷))	5月16日(土)
北陸地方整備局	令和8年度 黒部川総合水防演習	黒部川水系黒部川 (富山県黒部市出島地先)	5月30日(土)
中部地方整備局	令和8年度 天竜川下流連合総合水防演習	天竜川水系天竜川 (静岡県浜松市中央区豊町地先)	5月31日(日)
近畿地方整備局	令和8年度 野洲川総合水防演習	淀川水系野洲川 (滋賀県野洲市三宅地先(野洲川右岸河川敷))	5月16日(土)
中国地方整備局	令和8年度 芦田川総合水防演習	芦田川水系芦田川 (広島県福山市草戸地先)	5月23日(土)
四国地方整備局	令和8年度 土器川総合水防演習	土器川水系土器川 (香川県丸亀市垂水町地先)	5月24日(日)
九州地方整備局	令和8年度 本明川総合水防演習	本明川水系本明川 (長崎県諫早市八天町地先)	5月17日(日)

水防専門家が、水防に関する技術指導・講習等を行います

- 水防工法に関する技術指導、水防に関する講義・講習等を必要とする水防管理団体等に、水防専門家が出前講座に伺っております。
- 水防専門家の派遣については、公益社団法人 全国防災協会までお問い合わせください。

▶ TEL 03-6661-9730

▶ URL https://www.zenkokubousai.or.jp/saigai_flood.html



©(公社)全国防災協会

水防専門家の指導 積み土のう工(杭省略型)

公益社団法人 全国防災協会
Public Interest Incorporated Association of National Disaster Prevention
TEL 03-6661-9730 FAX 03-6661-9733
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2年9番9号5階518号F

ホーム 年間行事 災害・支援関係 出版図書案内 協会の紹介 お問い合わせ

水防専門家派遣制度

このページでは、「水防専門家派遣制度の概要」と「申請書等」、及び名簿と差違実績(予定)について掲載しています。

〇 制度の概要

水防専門家派遣制度の概要は以下のリンクからご確認ください。
制度の概要はこちら

■ 制度の詳細については、パンフレットをご覧ください。
制度の詳細はこちら

〇 派遣に係る申請書等について

水防管理団体等に関する申請書等については、フロー内の申請書等(様式・O〇)か、下の一覧表の青文字をクリックしますと、Microsoft Wordのファイルをダウンロードできます。

(公社)全国防災協会ホームページ 水防専門家派遣制度の紹介

※水防専門家は、水防団・消防団、国土交通省、都道府県のOBを中心として、水防関係業務に携わった経験を有し、水防知識・技術の伝承・指導を行うことが可能な方です。



防ぐ つなぐ 守り抜く

想像を超える水害を
想像する“ことで
越えていく”



ハザードマップ
「身近な水害のリスクや
避難経路」を知る



浸水ナビ
「自宅の浸水リスク」を知る



川の防災情報
「洪水の危険度」を知る

北海道は
令和8年6月1日(月)
~30日(火)

洪水から守ろう みんなの地域



水防月間

令和8年5月1日(金) ≫ 31日(日)

主催：国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体 (市町村等)

後援：警察庁、防衛省、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、NHK、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、日本赤十字社
協賛：全国水防管理団体連合会、公益社団法人日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人建設広報協会、一般社団法人全国海岸協会、
公益社団法人全国防災協会、一般財団法人河川情報センター、全国建設弘済協議会

いのちとくらしをまもる 防災減災

5月29日(金)から、新たな防災気象情報の運用を開始します

～情報名称にレベルの数字をつけて発表します～

令和 8 年 4 月 14 日 気象庁、
水管理・国土保全局河川計画課

新たな防災気象情報の運用開始日について、令和 8 年 5 月 29 日(金)としますので、お知らせします。

新たな防災気象情報の運用を 5 月 29 日(金)から開始します。新情報では、情報名称に警戒レベルの数字をつけて発表することで、市町村等が発令する避難情報や住民がとるべき避難行動との対応が分かりやすくなります。

なお、運用開始の前日 28 日(木) 13 時頃から情報発

表システムの切替作業を行い、新情報が順次発表されることとなります。システムの切替以降は、順次発表される新情報を気象警報等としてご利用いただきますようお願いいたします。このシステムの切替当日(5月28日)の詳細については、後日別途お知らせします。

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難! >					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

新たな防災気象情報

【特設ページ】

新たな防災気象情報の具体的内容や変更点等については、以下の特設ページにて掲載しています。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/index.html>

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo02_hh_000046.html

いのちとくらしをまもる 防災減災

「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案」 及び「気象業務法施行令の一部を改正する政令案」を閣議決定

～予報・警報を高度化・適正化します～

令和8年4月14日 気象庁総務部企画課
水管理・国土保全局水政課

令和7年12月12日に公布された「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」に関して、その施行期日を定める政令及び施行に伴う所要の規定の整備を行う政令が本日閣議決定されました。

1. 背 景

観測・予測技術や情報通信技術の進展を踏まえた予報・警報の高度化・適正化を目的とした「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」（令和7年法律第86号。以下「改正法」という。）に関して、今般、改正法の施行期日を定める政令を制定するとともに、改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うための政令を制定します。

2. 政令の概要

- (1) 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
改正法の施行期日を令和8年5月29日とします。
- (2) 気象業務法施行令の一部を改正する政令
ア. 特別警報の種類に「洪水特別警報」を新設します。（令第5条関係）

- イ. 気象庁が国土交通大臣及び都道府県知事と共同して行う高潮の警報の通知先について、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関と定めます。（令第8条第4号関係）
- ウ. 洪水の特別警報の通知先について、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関と定めます。（令第9条関係）

3. スケジュール

公布：令和8年4月17日（金）
施行：令和8年5月29日（金）

● 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和7年法律第86号）

【公布：R7.12.12／施行：R8.5.29】

背景・必要性

- 豪雨等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、**洪水や高潮の危険性について、住民や水防関係者へのより明確で、きめ細かな周知が求められている**
- **洪水・高潮の観測・予測等に関する技術の進展**（※1）を踏まえ、洪水及び高潮の予報・警報の高度化や水災による危険を住民や水防関係者に迅速に周知する体制の強化により、**水災による被害の軽減を図る必要がある**
（※1） 監視カメラ等の観測網の整備拡大、洪水の予測手法の高度化、波の打上げ高の予測モデルの構築等
- 加えて、情報通信技術の進展等により、日本国内に向けて不適切な気象等の予報業務を行う外国法人等が現れていることから、**外国法人等による予報業務に関する規制を強化する必要がある**

令和6年7月の大雨による氾濫事例
（石沢川（秋田県））



平成30年の高潮による大阪湾の浸水事例
（兵庫県神戸市）



改正の概要

1. 洪水に係る情報提供体制の強化【気象業務法・水防法】

- 気象庁は、「洪水による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」に、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、**洪水の特別警報を新たに実施**
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（指定河川の水位の変動・施設の損壊状況等）を提供
- 洪水による氾濫が迫っていることを気象庁や水防関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等は、氾濫による危険の切迫を認める場合に通報**

令和元年東日本台風（千曲川（長野県））
大雨特別警報が大雨警報に切替えられた後
住民が避難先から自宅に戻り孤立・救助

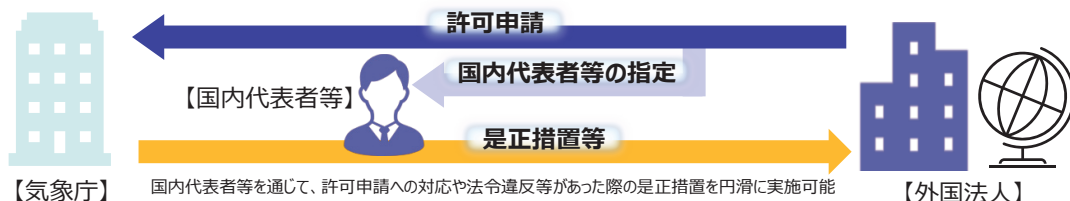


2. 高潮の共同予報・警報の創設【気象業務法・水防法】

- 予測技術の進展を踏まえ、国土交通大臣が指定した海岸（※2）において、**国土交通大臣・気象庁長官・都道府県知事が共同して、波の打上げの要素を加味した高潮の予報・警報を新たに実施**
（※2） 高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸

3. 外国法人等による予報業務に関する規制の強化【気象業務法】

- 予報業務許可制度の適切な運営の観点から、以下の措置等を講ずる
 - ・ 許可の申請に当たって、**国内代表者又は代理人（国内代表者等）の指定を義務付け**
 - ・ **国内代表者等**（※3）の所在が不明である場合、**簡易な手続きにより許可を取り消すことができる**
（※3） 国内事業者の場合は許可を取得した者
- 気象業務法に違反して、許可を取得せずに予報業務を行う者等について、利用者がこうした不適切に行われる予報等を忌避できるよう、**氏名等を公表できること**（※4）とする
（※4） 国内事業者も対象に含まれる



【目標・効果】（KPI）

- ① 洪水の特別警報の認知度：80%（施行後5年）
- ② 高潮の共同予報・警報を実施する指定海岸の数：10海岸（施行後5年） ※ いずれも新設規定

「防災拠点自動車駐車場」を指定します

令和8年4月15日 道路局 企画課

災害時において、広域的な災害応急対策を迅速に実施するための拠点を確保することが重要であることを踏まえ、地域防災計画等に位置づけられた「道の駅」の自動車駐車場について、「防災拠点自動車駐車場」として指定します。

令和3年3月に道路法等が改正され、広域災害応急対策の拠点となる防災機能を有する「道の駅」や高速道路のサービスエリア・パーキングエリアの自動車駐車場について、国土交通大臣が防災拠点自動車駐車場として指定する制度が創設され、令和4年3月に、道の駅332箇所、サービスエリア・パーキングエリア146箇所を初めて指定し、令和5年3月

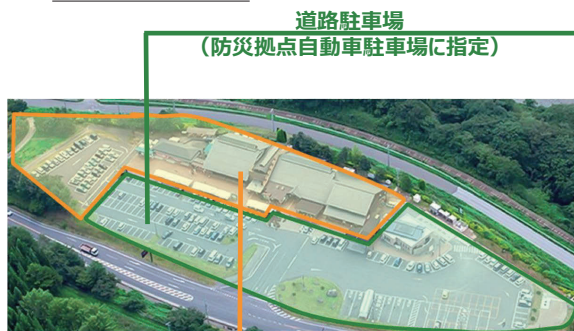
に道の駅22箇所、令和6年3月に道の駅12箇所を追加指定しています。

今般、道の駅の新規登録や地域防災計画の改定などを踏まえ、新たに道の駅23箇所の自動車駐車場を防災拠点自動車駐車場として指定し、全国の防災拠点自動車駐車場は、535箇所（道の駅389箇所、サービスエリア・パーキングエリア146箇所）になります。

「防災拠点自動車駐車場」の指定について

- 広域災害応急対策の拠点となる防災機能を有する「道の駅」等について、国土交通大臣が防災拠点自動車駐車場として指定する制度
(改正道路法等 令和3年3月31日成立・公布、令和3年9月25日施行)
- 地域防災計画等に位置付けがある「道の駅」やSA・PAを対象として、令和4年3月、全国478箇所を指定（「道の駅」332箇所、SA・PA146箇所）
- 令和5年3月、令和6年3月追加指定（「道の駅」366箇所、SA・PA146箇所）
- 今回、道の駅の新規登録や地域防災計画の改定などを踏まえ、23箇所を追加指定
全国の防災拠点自動車駐車場 535箇所（「道の駅」389箇所、SA・PA146箇所）

道の駅におけるイメージ



地域振興施設等

- 災害時に防災拠点としての利用以外を禁止・制限が可能



利用の禁止・制限の際に設ける標識



道の駅を拠点として活用した災害応急対策

- 災害時に有用な施設等の占用基準を緩和

- 道路管理者が隣接する地域振興施設等の所有者と協定を締結し、災害時には一体的に活用可能



炊き出しの様子

熊本地震から10年 ～ 記憶をつなぐ防災 ～

熊本地震の対応・教訓を伝えるショート動画を公開します

令和8年4月14日 九州地方整備局

2016年4月14日及び16日に、震度7を2回観測した熊本地震から、今年で10年を迎えます。

この節目にあたり、当時の被害の状況、国土交通省及び建設業の活動等を短い映像で分かりやすく伝えるショート動画を公開します。

この取り組みは震災対応の教訓を未来につなぐとともに、日頃からの備えの重要性を広く国民の皆さまにお伝えすることを目的としています。

動画を通じて、次の災害への備えを考える機会としていただければ幸いです。

■概 要

- ・発災直後の状況・対応
- ・震災における建設業の活躍
- ・災害伝承の取組

などを、10本+αのショート動画に短く簡潔にまとめられています。詳細は別紙をご覧ください。

■公開方法

令和8年4月14日から毎日1本（土日除く）新たな動画を公開します。

・公開場所：九州地方整備局 公式 Youtube チャンネル・公式 X ほか

YouTube : <http://www.youtube.com/channel/UCEWKod7U0TNrGseSRx2kcKA>

X : https://twitter.com/mlit_Kyushu

特設ページ : https://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/tecforce/index.html



YouTube



X



特設ページ

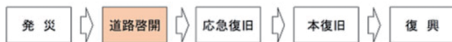
道路法に基づく 道路啓開計画の策定について

国土交通省道路局

道路啓開計画

道路啓開とは

緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることをいう。
大規模災害では、応急復旧を実施する前に救援ルートを確認する道路啓開が必要である。



国道45号岩手県宮古市田老地区



被災状況

道路啓開後

各地方整備局等の道路啓開計画・緊急輸送道路ネットワーク

大規模地震等の想定される災害に対し、発生時に迅速な道路啓開が可能となるよう、啓開の考え方や手順、事前に備えるべき事項等を定めた「道路啓開計画」の策定を順次進めています。
また、計画の基礎となる緊急車両の通行を確保すべき重要な路線として、緊急輸送道路が指定されています。

<各地域の策定状況>

[北海道開発局](#)[東北地方整備局](#)[関東地方整備局](#)[北陸地方整備局](#)[中部地方整備局](#)[近畿地方整備局](#)[中国地方整備局](#)[四国地方整備局](#)[九州地方整備局](#)[沖縄総合事務局](#)

道路啓開計画ガイドライン

道路法第22条の3に基づく「道路啓開計画」の策定にあたり、留意すべき事項をガイドラインとしてとりまとめました。

- [道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】（令和7年7月）](#)
- [道路啓開計画ガイドライン【火山災害編】（令和8年3月）](#)
- [道路啓開計画ガイドライン【雪害編】（令和8年3月）](#)

災害査定の留意点

災害復旧事業の査定事例（42）

～道路の融雪による公共土木施設災害復旧事業～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課

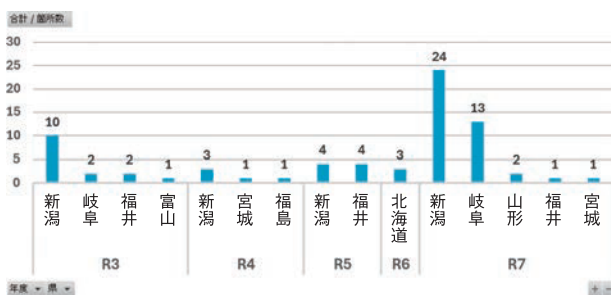
1. はじめに

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法では、異常な天然現象により生じた災害を災害復旧事業の対象としています。融雪に起因して生じた災害についても、公共土木施設に損傷等の被災が客観的に認められる場合には、当該事業の対象となり得ます。

今回は、道路の融雪に起因して生じた公共土木施設災害復旧事業に係る災害査定事例について紹介します。

なお、融雪を異常な天然現象とする令和7年災の災害報告件数は41件（令和8年1月末時点）に上り、令和3～6年災の報告件数31件と比較して大幅に増加しています（図－1）。

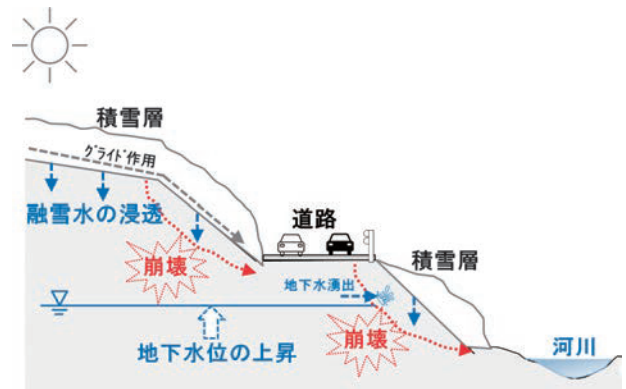
今後も地球温暖化の影響により大気中の水蒸気量が増加し、日本海側を中心とした豪雪地帯では、融雪災害が更に増加することも考えられます。



図－1 令和3～7年融雪災の集計

2. 融雪現象の概要

積雪は、気温の上昇に伴い雪が溶けて水になって地表に達すると、そのまま土壤に染み込み、地盤のゆるみや崩れが起こりやすくなります。溶ける雪の量が多ければ多いほど地中に浸透する水の量も多くなり、大雨が降ったときと同じような状況になります（図－2）。



図－2 道路の融雪災害メカニズムのイメージ

3. 災害復旧事業申請時の留意点

融雪により発生した公共土木施設の被災では、採択要件のうち、異常な天然現象により生じた災害であることが必要となります。災害原因の調査については、被災施設の原形及び被災状況を調査するとともに、特に以下の採択要件及び採択範囲に掲げる事項に留意して行う必要があります。

1) 採択要件

①降雨

最大24時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況

②融雪

前各号に掲げるもののほか、積雪量、気温の変化、流水、なだれ等

2) 採択範囲

①最大24時間雨量80mm以上の降雨

又は

②時間雨量等が特に大である場合（時間降雨量が20mm以上）

道路等の施設にあっては、1日の融雪量を降雨量に換算したものが「最大24時間雨量80mm以上」に該当する場合は異常気象となります。

換算降雨量 = 1日の融雪深 (mm)

×根雪時期の積雪密度 (g/cm³)

なお、融雪災害における換算降雨量については、積雪密度を一定として取り扱い、申請している事例が見受けられます。積雪密度については時期により異なることがあるため、積雪密度を観測し、地域別・月別の密度を定め、当該積雪密度を申請に用いる必要があります。

災害手帳では、標準的な積雪密度について、根雪の期間を4期に分けて整理し、参考資料として記載しています(表-1)。積雪密度を観測した結果と照合するなどして妥当性の判断に使用してください(令和7年災害手帳 P629)。

表-1 期間の平均密度

根雪の時期	積雪密度 (g/cm ³)
積雪初期	0.2
最深積雪期	0.3
融雪期	0.4
融雪最盛期	0.5

4. 道路の融雪災害の事例

写真-1は、山側法面で実施した法枠工、法枠工+鉄筋挿入工、雪崩防護柵、立入防護柵が崩落した事例です。融雪により地表に到達した多量の水及び背後の広域的な集水地形から供給された地下水により表層部が飽和し、土粒子の結合が弱くなるとともに、間隙水圧が上昇したことで崩壊に至ったものと考えられます。



写真-1 山側法面の被災

写真-2は、道路谷側の擁壁、車両用護柵、舗装が崩落した事例です。融雪による多量の地下水が供給され、土中の表層部が飽和したことで、土粒子の結合が弱くなるとともに、間隙水圧が上昇し崩壊に至ったものと考えられます。なお、写真-3において、被災後も継続して地下水が湧出している状況が確認できます。



写真-2 谷側法面の被災

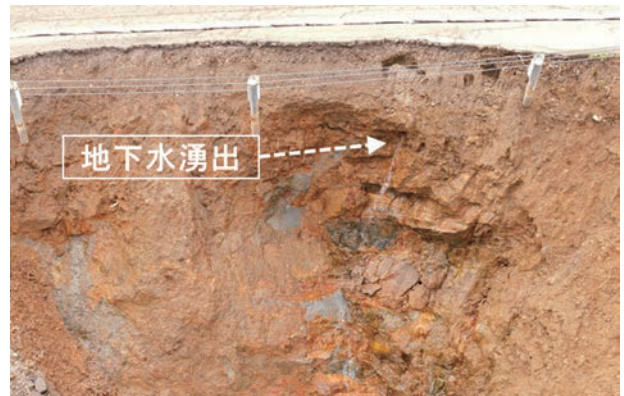


写真-3 谷側法面の被災後の地下水湧出状況

以下に、災害査定時に融雪災害として採択されるために準備した被災箇所に関する気象資料等による事例を示します。

1) 被災箇所

被災箇所は、秋田県と山形県との県境部に位置する宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字軍沢岳地内です(図-3)。豪雪地帯として知られる内陸山間部に位置し、冬季には多量の積雪が形成される地理的特性を有しています。



図-3 位置図

2) 気象状況

積雪量、気温の変化及び融雪高を近傍の観測局ごとに整理した結果(事例)を表-2に示します。

表-2 秋の宮観測局の気象データの事例

観測日時	最高気温(°C)	積雪深(cm)	融雪高(cm)
3月20日	3.2	160	-5
3月21日	2.5	165	11
3月22日	10.7	154	20
3月23日	14	134	8
3月24日	9.5	126	6
3月25日	13	120	5
3月26日	14.6	115	5
3月27日	5.7	110	10
3月28日	10.9	100	18
3月29日	8.0	82	0
3月30日	4.9	82	6

秋の宮観測局(秋田県)では、3月22日以降、8日間連続で3月の平年最高気温を上回り、期間中3日間は4月の平年最高気温を上回るなど、著しい融雪が確認されています。特に、3月22日から23日にかけては、3月の平均気温を超える気温となり、融雪高20cmを確認しています。

そこで、3月22日から23日にかけての融雪高に係る等高線(5cmごと)を地図上に示しています(図-4)。当該被災箇所は、15cm以上の融雪が確認された範囲に含まれています。この融雪深に積雪密度を乗じると換算降雨量になります。

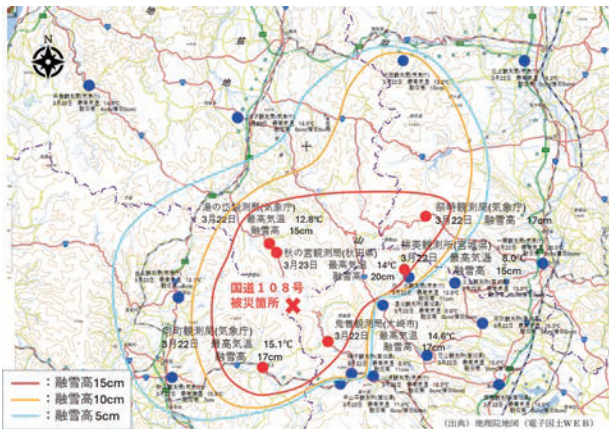


図-4 被災箇所周辺の気象状況①

3) 被災箇所における換算降雨量

宮城県における地域特性としては、奥羽山脈沿いに位置する8市町が豪雪地帯に指定されており、なかでも大崎市鳴子地区は特別豪雪地帯に区分されています。しかしながら、豪雪地帯に指定されている他地域と比較すると、宮城県は相対的に積雪深が小さい傾向にあります。また、平成18年以降における融雪に起因した災害発生件数は1件(ダム関連災害)のみであり、融雪災害の発生頻度がきわめて低い地域特性を有しています。

このような背景から、宮城県では年度ごとの積雪密度を観測していないため、今回の災害における当時の積雪密度については、隣接する秋田県及び山形県の観測データを参照し、当該2県の積雪密度観測値の平均値を用いて推定しています。これらの隣県は、地理的連続性及び積雪・気象条件の類似性を有していることから、補完データとして採用することは合理的であり、融雪量の算定及び融雪過程の評価に必要な基礎条件を適切に補うデータと判断されました。なお、被災箇所の換算降雨量については、平均融雪高:16.8cm、平均積雪密度:0.496g/cm³から算定すると83.3mm/24hとなり、異常な天然現象として採択されました(図-5)。



図-5 被災箇所周辺の気象状況②

5. おわりに

融雪による道路の災害復旧事業に関する申請時の留意点と査定事例を紹介しました。

今後、融雪による災害が発生した場合の災害対応及び早期の災害復旧の一助となれば幸いです。なお、災害復旧申請等に関して不明な点や確認を要する事項がある場合には、防災課までご相談ください。

新任査定官プロフィール



氏 名 伊 藤 大 司
出生地 福井県
家 族 妻 子供 2 人
趣 味 バイク
ウォーキング

主な経歴
平 3. 建設省採用
令 3. 近畿地方整備局福井河川国道事務所工務第一課長
令 4. 近畿地方整備局河川部河川工事課課長補佐
令 6. 近畿地方整備局福井河川国道事務所副所長
令 8. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

4月に災害査定官に着任しました伊藤と申します。

気候変動にともない全国で自然災害が激甚化、頻発化しています。

このような中、被災地の地元自治体の皆さまに寄り添いながら、地域インフラの早期復旧・復興に取り組んでまいりたいと考えております。

どうぞ、よろしく願いいたします。



氏 名 横 山 卓 司
出生地 静岡県
家 族 妻、子 3 人
趣 味 スポーツ観戦
まち歩き

主な経歴
平 12. 静岡県採用
平 28. 静岡県島田土木事務所企画検査課主査
令 2. 静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課班長
令 6. 静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課課長代理
令 8. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

4月に災害査定官に着任しました横山と申します。

激甚化・頻発化する自然災害からの被災地域の迅速な復旧に向けて、災害復旧対応に御尽力されている皆様と協力しながら、これまで培ってきた土木技術や経験を生かして一生懸命取り組んでまいります。

どうぞよろしく願いいたします。



氏 名 児 玉 和 大
出生地 福岡県
家 族 妻、子 2 人
趣 味 ボードゲーム
ウォーキング

主な経歴
平 16. 大阪府採用
平 23. 大阪広域水道企業団採用
令 5. 大阪広域水道企業団経営管理部経営企画課総括主査
令 6. 大阪広域水道企業団村野浄水場建設整備室整備課長
令 8. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

4月に災害査定官に着任しました児玉と申します。

災害査定官という立場ではありますが、現場のご意見を真摯に伺いながら、各被災地域で復旧に尽力されている皆様と連携し、1日でも早い復旧に資するよう、職務に取り組んでまいります。

どうぞよろしく願いいたします。

※災害査定官には児玉が2名（児玉〔光〕、児玉〔和〕）おりますので、ご連絡の際はご注意ください。

新任査定官プロフィール



氏名 菊谷 智孝
出生地 北海道
家族 妻、猫2匹
趣味 洗車

主な経歴

平1. 北海道開発局採用
平28. 北海道開発局建設部河川工事課河川改修第1係長
令5. 北海道開発局旭川開発建設部治水課長
令7. 北海道開発局札幌開発建設部河川整備保全課長
令8. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

4月に災害査定官に着任しました菊谷と申します。

被災地域における早期の災害復旧に向け、地方自治体の皆様方とともに協力して取り組んでいきたいと考えております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。



氏名 井上 幸治
出生地 奈良県
家族 3人と猫2匹
趣味 野球
ドライブ
野菜作り

主な経歴

平7. 奈良県採用
令2. 奈良県県土マネジメント部中和土木事務所計画調整課長
令5. 奈良県県土マネジメント部道路建設課主幹
令7. 奈良県県土マネジメント部奈良土木事務所技術次長
令8. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

4月に災害査定官に着任しました井上と申します。

微力ではありますが、災害復旧業務を通じて地域の復旧、復興に取り組ませていただきます。よろしくお願いいたします。

令和7年 発生主要異常気象別被害報告

令和8年3月31日現在 (単位：千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計					
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額				
北海道	1	200,000	(2) [4]	(6,400) [558,020]											2	37,000	(2) 136	(6,400) 9,637,645				
青森			38 <1>	2,081,000 <650,000>					<8> (2) [3]	<3,040,000> (10,000) [65,210]							(2) [3]	(10,000) [65,210]				
岩手			12 <2> (1)	1,024,329 <29,400> (13,200)	1	200,000			2	71,000					2	[765] 45,765	[1] <2> (1)	[765] <29,400> (13,200)				
宮城			39 [1]	802,752 [6,000]			1	600,000							1	50,000		41 [1]	1,452,752 [6,000]			
秋田			224	15,547,970	2	300,000											226	15,847,970				
山形			8	200,000	[1]	[91,193]											<1> [1]	<4,000> [15,000]	<1> [2]	<4,000> [106,193]		
福島			5	58,848			2	383,180									2	19,000	16	2,053,373		
群馬			2	61,600													1	527,669	6	586,517		
埼玉			1	22,479													(1) 2	(5,000) 10,000	(1) 4	(5,000) 71,600		
東京																						
神奈川												5 <1> [4]	70,000 <922,921> [508,816]									
新潟	5	871,000	(1) [3]	(5,800) [86,500]			[1]	[144,000]							1	14,000		(1) [4]	(5,800) [230,300]			
富山			162	5,968,100	1	10,000			24	899,000							3	85,000	195	7,833,100		
石川	1	550,000	50 <1> (1) [2]	1,725,923 <200,000> (50,000) [255,000]	1	300,000											(1) 2	(180,000) 480,000	<1> [2]	<200,000> (230,000) [255,000]		
福井			115	8,541,100			1	5,500,000									1	50,000	118	9,571,100		
長野			1 [2]	10,000 [55,000]															2	5,550,000		
岐阜			28	1,924,000							1	12,000	3	245,000	2	8,360		34	2,189,360			
静岡			[2]	[27,000]							(1)	(60,000)							(1)	(60,000)		
愛知			152	6,301,830			13	1,288,577			155	8,069,000	9	246,900	9	61,000		338	15,967,307			
三重			16	836,000	2	2,020,000							(2)	(19,000)				(2)	(19,000)			
滋賀			3	85,000									45	1,816,000				63	4,672,000			
京都			[1]	[6,114]									38	1,318,700				41	1,403,700			
大阪			53	1,990,577													(1)	(6,000)	(1)	(6,000)		
奈良			2	74,000									4	45,000	1	6,000		58	2,041,577			
和歌山			2	74,000														2	74,000			
鳥取			1	8,000														[1]	[13,000]	[1]	[13,000]	
徳島			(1)	(31,000)														1	13,000	2	21,000	
高知			1	31,000														(1)	(31,000)	(1)	(31,000)	
福岡			5	74,600	1	490,000												6	31,000	1	31,000	
佐賀			46	895,600	5	1,450,000												51	564,600	6	564,600	
熊本			3	43,900															51	2,345,600		
鹿児島			<2>	<428,994>															9	1,947,900		
沖縄			(1)	(10,000)															<2>	<428,994>		
北海道	2	428,994	88	1,363,468														(1)	(10,000)	(2)	(20,000)	
青森			51	1,529,861															95	1,831,462		
岩手			52	511,485															112	2,725,215		
宮城			(3)	(500,000)															52	511,485		
秋田			127	3,377,000															(3)	(500,000)		
山形			4	439,000															127	3,377,000		
福島			45	795,000	3	1,682,000													11	549,000		
群馬			53	1,097,000	1	1,000,000													11	2,811,400		
埼玉			<1>	<40,000>															5	79,000		
東京			[8]	[976,158]															7	186,500		
神奈川			172	8,649,271	1	150,000													32	1,289,000		
新潟			44	605,000	4	1,870,000																
富山																			[2]	[5,000]	[10]	[981,158]
石川			2	33,000															2	33,000		
福井			<1>	<30,000>																		
長野			(1)	(10,000)															2	<30,000>		
岐阜			124	2,080,500															(1)	(10,000)		
静岡			(6)	(143,000)															3	60,000		
愛知			[8]	[155,264]															129	2,378,500		
三重			2,068	51,631,055															(6)	(143,000)		
滋賀			85	1,992,500															[8]	[155,264]		
京都			29	1,237,000	3	7,650,000													2,098	52,376,044		
大阪			<1>	<30,000>															85	1,992,500		
奈良			[8]	[954,000]															29	1,237,000		
和歌山			563	29,114,160	1	800,000													3	35,000		
鳥取																			111	2,620,600		
徳島			<1>	<30,000>															79	10,165,000		
高知			[8]	[954,000]															[8]	[155,264]		
福岡			172	8,649,271	1	150,000													2	74,000		
佐賀			44	605,000	4	1,870,000													2	33,000		
熊本																			<1>	<30,000>		
鹿児島			124	2,080,500															(1)	(10,000)		
沖縄			(6)	(143,000)															3	60,000		
北海道			[8]	[155,264]															129	2,378,500		
青森			2,068	51,631,055															(6)	(143,000)		
岩手			85	1,992,500															[8]	[155,264]		
宮城			29	1,237,000	3	7,650,000													2,098	52,376,044		
秋田			<1>	<30,000>															85	1,992,500		
山形			[8]	[954,000]															29	1,237,000		
福島			563	29,114,160	1	800,000													3	35,000		
群馬			<1>	<30,000>															111	2,620,600		
埼玉			[4]	[16,500]															79	10,165,000		
東京			42	1,019,800															[4]	[16,500]		
神奈川			152	3,422,480															42	1,019,800		
新潟																			152	3,422,480		
富山			(1)	(10,384)															(1)	(10,384)		
石川			1	10,384																		

令和 8 年 発生主要異常気象別被害報告

令和 8 年 4 月 30 日現在 (単位: 千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
宮城									[1]	[253,200]							[1]	[253,200]
新潟	5	720,000						6	285,000	1	253,200						11	1,005,000
山梨			1	150,000	1	150,000											1	150,000
長野			(2)	(235,000)													(2)	(235,000)
岐阜			2	235,000													2	235,000
静岡			1	10,000			[1]	[5,000]									1	10,000
奈良					3	455,000											3	455,000
和歌山			1	25,000													1	25,000
鳥取					1	390,000			1	3,000							2	393,000
島根									4	210,000							4	210,000
高知			13	501,500	1	1,000,000											14	1,501,500
福岡					1	200,000											1	200,000
宮崎			6	87,000	1	50,000											7	137,000
鹿児島			2	45,500	2	6,521,200											4	6,566,700
静岡県			1	150,000													1	150,000
			(2)	(235,000)													(2)	(235,000)
補助計					[1]	[5,000]			[1]	[253,200]							[1]	[258,200]
直轄計	5	720,000	27	1,204,000	10	8,766,200	6	285,000	6	466,200							54	11,441,400
合計	5	720,000	27	1,204,000	10	8,766,200	6	285,000	7	494,919							55	11,470,119

※上段()内書は、公園分、[]内書は、水道・下水道分、< >内書は、港湾・港湾に係る海岸分である。

※被害報告は、月 2 回 (15日、月末) 国土交通省 HP で公表。最新は下記をクリック

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/river/higaihoukoku.html>